

北海道生物の多様性の保全等に 関する条例

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課主査 武田 忠義

1 条例制定に至った背景と経緯

生物多様性とは、「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている（生物多様性条約による）。

また、生物多様性は、人間を含めた多様な生命の歴史の中で作られたかけがえのないものであり、われわれのくらしは、食糧や水、気候の安定さらには精神的価値や地域文化など、生物多様性から得られる恵み（生態系サービス）によって支えられている（生物多様性国家戦略2012-2020による）。

しかし、今日では地球規模で生物多様性の損失が進行しているため、平成22年10月に名

古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「戦略計画2011-2020」（愛知目標）に代表されるように、その防止のための早急な行動が、国のみならず各層において求められている。

本道は我が国の中でも特有で豊かな生物多様性を有することから、ラムサール条約湿地の登録など、早くからその保全に取り組んできた。希少野生動植物種の絶滅を防ぐためには、「北海道レッドデータブック」（平成13年）を作成するとともに、目的に「生物の多様性の保全」を明記した「北海道希少野生植物の保護に関する条例」（同年。以下「希少種条例」という。）を制定した。

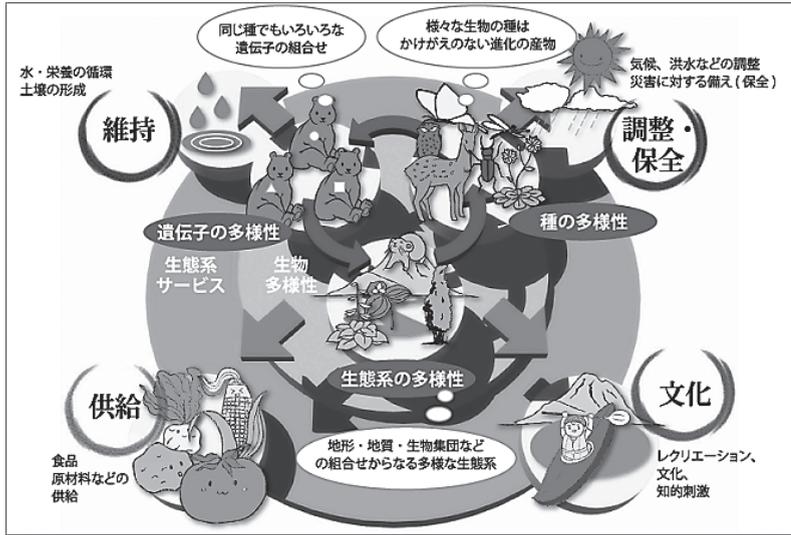
外来種による生物多様性への悪影響を防ぐ

ためには「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（同年。以下「動物愛護条例」という。）

に飼養動物の野生化防止のための規定を盛り込み、平成15年に「アライグマ対策基本方針」を策定するなど、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年。以下、「外来生物法」という。）の制定以前から取り組みを進めてきた。さらに、全国に先駆け、本道における外来種の実態を明らかにした「北海道の外来種リスト」（平成16年（平成22年改訂）。通称「北海道ブルーリスト」。）を作成した。

また、「生物多様性基本法」（平成20年）に基づく生物多様性地域戦略として、「北海道生物多様性保全計画」（平成22年）を策定して、

北海道では、人と自然とが共生する豊かな環境の実現を図り、現在及び将来の世代の道民の健康で文化的な生活の確保に資するために、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し、基本原則を定め、道、道民、事業者等の責務を明記した。



総合的な取組みを図ってきた。
 一方で、エゾシカや外来種の増加は、農林水産業等への被害に止まらず、本道の豊かな生態系にも影響を及ぼすようになってきた。こういった今日的課題に対応しつつさらに施策を推進するためには、新たな制度的枠組みが必要であるとの判断から、北海道環境審議会における「条例の基本的な考え方」の諮問・答申、パブリックコメント及び道議会議論を

経て、本年3月、生物多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するなどを目的とした、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(以下「条例」という。)を制定したところである(第1章・第2章は4月1日施行。第3章以降は7月1日施行)。
 なお、条例の名称及び条文においては「生物の多様性」という表記を用い、それ以外では「生物多様性」としている。これは国における用法に倣ったものである。

2 条例の構成

この条例は、(1) 理念的要素、(2) 施策推進的要素、(3) 規制要素の3つの側面を併せ持った構成となっている。以下に条例の特徴的な規定について概説する。条例は全83条に及ぶため、全文は道のホームページをご覧いただきたい。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/tayousei/tayousei_top.htm

(1) 理念的要素

生物多様性の保全及び持続可能な利用について、7つの基本原則を定め、条例の基本となる考え方を明らかにした。(第3条)

(2) 施策推進的要素

ア. 北海道生物多様性保全計画(第9条)

「北海道生物多様性保全計画」は前出のとおり策定済みであるが、改めて、道の責務として策定することを規定した。

イ. 生物の多様性の保全を図る上で特に配慮すべき地域等(第11条)

生物多様性の保全を図る上で特に配慮すべき地域及び野生動物植物に関する情報を公表することで、事業立案時等に、その保全について自発的な配慮を促すこととした。

ウ. 生物多様性維持回復事業(第15条―第20条)

生物多様性の維持回復を図るための事業(希少種の保護増殖、外来種防除等)を計画的に実施するため、道又は地方公共団体、民間団体等が、「生物多様性維持回復事業計画」に基づき事業を実施できる規定を設けた。

また、事業の効率的実施のため、「北海道立自然公園条例」に基づき指定された北海道立自然公園及び「北海道自然環境等保全条例」に基づき指定された自然環境保全地域で本計画に基づく事業を実施する場合は、それぞれの条例に基づく許可等の一部を適用除外することとした。

(3) 規制要素

鳥獣の保護管理、外来種による影響の防止、希少野生動物種の保護、の3章から成る。

ア. 鳥獣の保護管理に関する措置

鳥獣の適正な保護管理は、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するために不可欠であるため、そのために必要な措置等を定めた。

① 特定の鳥獣の増加による影響の防止（第22条）

特定の鳥獣の増加による生物多様性への影響の防止及び捕獲された鳥獣の有効活用を図るため、必要な措置を講じることとした。

② 指定餌付け行為に関する規制（第26条―第30条）

鳥獣への餌付けに起因する感染症の蔓延や生態系への悪影響等を防止するため、鳥獣への餌付け行為のうち、生物多様性に著しい影響を及ぼしているか又そのおそれのあるものを「指定餌付け行為」に指定し、これを禁止するとともに、違反者に中止等必要な措置を勧告し、従わない場合はその旨を公表できることとした。

イ. 外来種による影響の防止

本道は、我が国の中でも特有の動植物相を有する地域であるため、アライグマ等国外に原産地を持つ外来種のみならず、トノサマガエルやカメ類等、国内の他地域から道内に持ち込まれた種（国内外来種。「外来生物法」

の対象外。）による生物多様性への影響が懸念されている。こういった国内外来種も含めた対策を推進するため、必要な措置等を定めた。

① 指定外来種の指定等（第32条）

生物多様性に著しい影響を及ぼしているか又はそのおそれのある種を「指定外来種」に指定できることとした（「外来生物法」の特定外来生物及び「動物愛護条例」の特定移入動物を除く。）。

② 飼養者及び販売者の義務（第33条）

「指定外来種」の逸走等を防止するため、その個体の飼育・販売にあたって「特定飼養等施設」への収容を義務づけるとともに、販売者は購入者にその旨を説明しなければならぬこととした。

③ 指定外来種を放つこと等の禁止等（第35条、第36条）

「指定外来種」の分布拡大を防止するため、その個体を本来の生息地又は生育地以外に放つこと等を禁止し、違反した者に対して中止又は原状回復を命ずることができることとした。また、その命令に違反した者に30万円以下の罰金を課すこととした（第81条）。

ウ. 希少野生動植物種の保護

野生動植物種の絶滅を防ぐことは生物多様性保全上緊急の課題であるため、条例と同じ

目的を持つ「希少種条例」を整理統合した。

① 指定希少野生動植物種（第42条―第53条）

野生動植物種の絶滅を防ぐため、特に保護が必要なものを「指定希少野生動植物種」に指定できるものとし、捕獲等の禁止及び違法捕獲個体の所持の禁止等を定め、違反者に1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を課すこととした（第79条）。

また、「指定希少野生動植物種」のうち、その個体の譲渡等を監視する必要があるものを、「特定希少野生動植物種」に指定できることとした。

なお、「希少野生動植物種」は希少種条例に基づき28種（うち「特定希少野生動植物種」7種）を指定済みであり、これらは本条例に基づき指定されたものとみなされる。

② 特定希少種事業者の登録等（第54条―第62条）

「特定希少野生動植物種」の生きている個体の譲渡しの事業を行う者は、知事の登録を受け、譲渡し等の記録を保存しなければならぬこととした。

③ 生息地等の保護に関する規制（第63条―第72条）

指定希少野生動植物種を保護するために必要があるときは、その生息地等を「生息地等保護区」に、その中でも特に保護の必要があ

北海道生物の多様性の保全等に関する条例の構成

第1章 総則（第1条―第8条）

- ・目的、定義、基本原則、道・事業者・道民等の責務、適切な役割分担 など

第2章 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的施策（第9条―第14条）

- ・生物多様性保全計画、調査等の推進、生物の多様性の保全を図る上で特に配慮すべき地域等

第3章 生物多様性維持回復事業

第1節 生物多様性維持回復事業の実施（第15条―第18条）

- ・生物多様性維持回復事業計画、生物多様性維持回復事業の実施等

第2節 認定生物多様性維持回復事業等に関する特例（第19条・第20条）

- ・北海道立自然公園条例の特例、北海道自然環境等保全条例の特例

第4章 鳥獣の保護管理

第1節 鳥獣の保護管理に関する措置（第21条―第25条）

- ・生物の多様性の保全等のための鳥獣の保護管理の推進、特定の鳥獣の増加による影響の防止、感染症の防止、人材の育成、餌付け行為の防止に関する広報活動の充実等

第2節 指定餌付け行為に関する規制（第26条―第30条）

- ・指定餌付け行為の指定等、指定餌付け行為の禁止、報告徴収及び検査、勧告、公表

第5章 外来種による影響の防止

第1節 指定外来種に関する規制（第31条―第37条）

- ・外来種対策基本方針、指定外来種の指定等、飼養者及び販売者の義務、指定外来種を放つこと等の禁止、中止命令等 など

第2節 指定外来種の防除（第38条―第40条）

- ・指定外来種の個体の防除等、損失の補償 など

第6章 希少野生動植物種の保護

第1節 指定希少野生動植物種等の指定（第41条・第42条）

- ・希少野生動植物種保護基本方針、指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定等

第2節 指定希少野生動植物種の捕獲等に関する規制（第43条―第53条）

- ・捕獲等の禁止、所持等の禁止、捕獲等の許可、許可の基準、許可の条件 など

第3節 特定希少種事業者の登録等（第54条―第62条）

- ・特定希少種事業者の登録、特定希少種事業者登録簿の閲覧、帳簿の備付け等 など

第4節 生息地等の保護に関する規制（第63条―第72条）

- ・生息地等保護区、管理地区、立入制限地区、監視地区 など

第7章 推進体制の整備（第73条―第75条）

- ・推進体制の整備、取締りに従事する職員、生物多様性保護監視員

第8章 雑則（第76条―第78条）

- ・財政上の措置、国等に関する特例、規則への委任

第9章 罰則（第79条―第83条）

る区域を「管理地区」に指定できるとした。これらの地域では工作物の設置等一定の行為が制限される。さらに、必要に応じ「管理地区」の中に「立入制限地区」を指定できるととした。

なお、希少種条例で設けられていた生息地等の保護管理に関する規定は、前出の「生物多様性維持回復事業」に整理した。

3 今後の展望と課題

鳥獣の保護管理については、条例に基づく施策を推進するほか、この条例の個別条例的性格を持つ、エゾシカ対策に特化した条例の制定を検討中である。「指定餌付け行為」については、今年度内を目処に指定の基準等を定めた上で、指定を進める。

「指定外来種」についても同様に、今年度内を目処に指定の基準等を定めた「外来種対策基本方針」を策定した上で、指定を進める。なお、「指定餌付け行為」、「指定外来種」ともに、指定が実効あるものとなるように、学識経験者や地域の意見を充分聴き、対象を選定していく必要があると考えている。

「指定希少野生動植物種」については、引き続き緊急な保護が必要な種の指定を進めていくとともに、生息状況等の監視を行っていく。また、研究機関や地域と協力しながら、

保全の取組みを進めていく。

最後に今後の課題であるが、生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進に必要な取組みは、愛知目標に見られるように多岐にわたる。そういった取組みの基盤として、希少種や外来種の分布状況、生態系の保全状態等、地域の生物多様性の現状把握が不可欠である。このことについては条例第10条でも調査等の推進を規定しているところであるが、本道の取組みは決して充分なものではなく、今後とも充実させていく必要があると考えている。例えば、研究者のみならず自然愛好家や住民団体等も野生動植物に関する情報を多数蓄積していることから、様々な主体による調査研究の成果を集積し共有する仕組みが必要と考えている。

また、生物多様性の保全及び持続可能な利用は、法令のみによって実現できるものではなく、その理念を行政、事業者、民間団体、住民等それぞれが理解し、自ら行動し又は協働することが欠かせない。そのためには普及啓発が重要であるとともに、生物多様性に関する情報を広く発信し、多様な主体の活動を結びつけ、また、支援を行う組織や仕組みが重要な役割を持つと考えている。

●第33号 (2013年5月発売) 定価 1,200円 (税込)

・特集 公共施設の老朽化の現状と自治体の対応

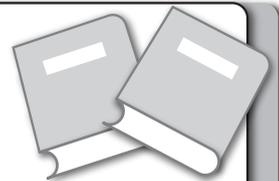
公共施設の老朽化の現状と自治体の対応
公共施設・インフラ老朽化に向けた処方箋
公共施設有効活用と自治体間の連携

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例
高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例について

・トピックス

自治体法務と弁護士の活用
資源ごみ持ち去り問題と自治体の対応



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい

フリーコール (通話料無料)
受付時間: 月~金 9時から17時

TEL: 0120-953-431
FAX: 0120-953-495

Web
サイト

URL: <http://gyosei.jp>